

下請債権保全支援事業

事業の概要

下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

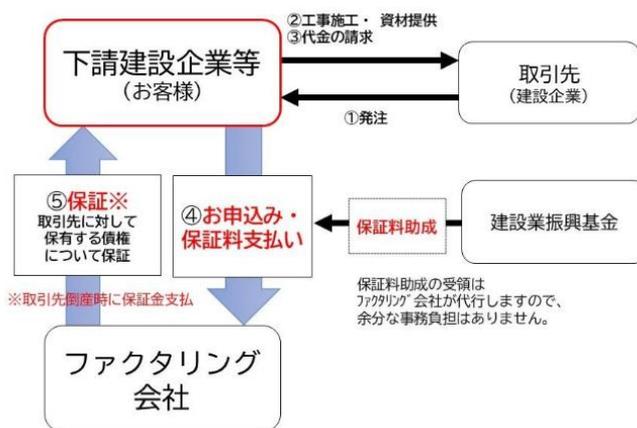
万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかつた場合、ファクタリング会社が保証限度額内で支払を保証します。また、取引先に持っている金額が確定した個別債権を買い取ります。

内 容

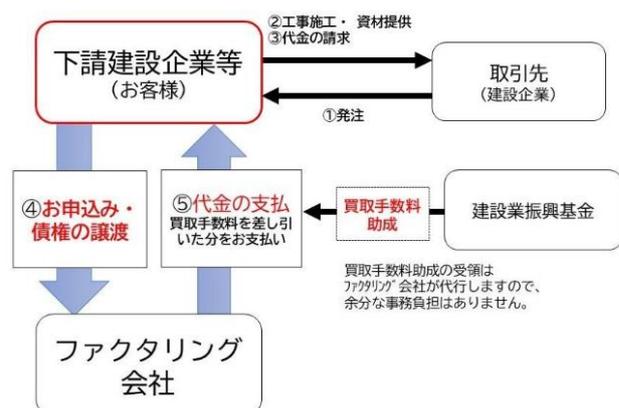
【特 徴】

- 1.元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません。
※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません。
- 2.一次下請企業の方だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。
- 3.公共工事だけではなく民間工事も対象となります。

債権の支払保証



債権の買取保証



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援課 電話:03-5473-4575

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/slm-about.html>